

船舶インシデント調査報告書

令和8年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和6年4月6日 14時00分頃
発生場所	千葉県館山市洲崎南西方沖 洲崎灯台から真方位248° 4.8海里付近 （概位 北緯34° 56.7′ 東経139° 40.1′）
インシデントの概要	プレジャーボートNAG3は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年4月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート NAG3、5トン未満（長さ10.12m） 293-35759東京、株式会社長澤通信 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力209.6kW、回転数 毎分2,900、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油、機関製 造年月日不詳、平成13年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、洲崎南西方沖を航行中、主機の冷却海水ポンプ（以下「冷却海水ポンプ」という。）の駆動用Vベルトが破断し、冷却が阻害された主機が停止して、運航不能となった。 船長は、本船の航行を断念し、118番通報して救助を依頼し、ボートレスキューサービス（BAN: Boat Assistance Network）に所属する船舶で千葉県南房総市富浦漁港にえい航された。
分析	本船は、洲崎南西方沖を航行中、冷却海水ポンプの駆動用Vベルトが破断し、主機の運転ができなくなって運航不能になったものと考えられるが、船長から必要な情報が得られなかったことから、Vベルトが破断するに至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が洲崎南西方沖を航行中、海水冷却ポンプの駆動用Vベルトが破断し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、発航前検査の際、海水冷却ポンプの駆動用等

	のVベルトの状態を確認し、必要に応じて交換等の整備を行うこと。
--	---------------------------------